

情報ひろば

農地を転用する場合は許可が必要です！

農地転用とは？

農地（田、畑）を宅地、駐車場、資材置場などのように農地以外の用地に転換することをいいます。農地転用する場合は、事前に農業委員会の許可が必要です。

なぜ許可が必要なのか？

食料の安定供給の基盤である農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するため、一定の規制を設ける許可制度となっています。

許可を受けずに転用すると・・・

許可を受けずに無断で転用した場合は、農地法違反となり、工事の中止や原状回復などの命令が出される場合があります。さらに、3年以下の拘禁刑または300万円以下（法人に対しては1億円以下）の罰金という罰則の適用を受ける場合もあります。

問い合わせ
農業委員会事務局
☎ 22-2227 FAX 22-2237

蜜蜂を飼育するには申請が必要です

蜜蜂を飼育されている方は、養蜂振興法第3条1項の規定により、毎年1月末までに徳島県知事に「飼育届」の提出が必要です。また、蜜蜂を転飼される方は飼育届を提出する際に「転飼許可申請書」も同時に提出してください。

提出は市を経由することとなっていますので、農林業振興課に提出をお願いします。

詳しい申請方法は市ホームページを確認するか、農林業振興課まで問い合わせください。なお、令和7年度から日本ミツバチについても転飼の対象となります。

※転飼とは、飼育する土地を変えながら蜜を探ったり、越冬させる飼育方法です。
※年の途中で新たに飼育を開始した場合は、隨時受付をしています。

問い合わせ
農林業振興課
☎ 22-2228 FAX 22-2237

ブックスタート事業 「読み聞かせボランティア」募集

ブックスタート事業とは「絵本を開くことで、誰もが楽しく、赤ちゃんとゆっくり心ふれあうひとときを持てるように」との願いを込め、毎月1回実施される市の4カ月児健診の際に、赤ちゃんに読み聞かせを行い「絵本」と「赤ちゃんが絵本を楽しむ体験」をプレゼントする事業です。

赤ちゃんへの読み聞かせを行うボランティアを、経験の有無を問わず募集します。

募集人数 12人程度

実施回数・時間 1人あたり年間3回
1回約2時間(午後1時~3時)

申込方法 郵送、Eメールまたは持参
※申込用紙は、こども未来課（本館1階）および各支所（川島・山川・美郷）に設置しています。

市ホームページからもダウンロードできます。

申込期限 2月16日(月)



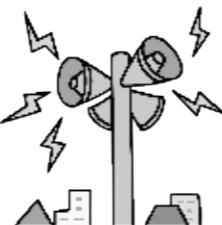
市ホームページ
二次元コード

こども未来課
〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1
☎ 22-2266 FAX 22-2245
Eメール
jidousoumu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

全国一斉情報伝達試験を実施します

防災行政無線などを用いた全国一斉情報伝達試験を実施します。

とき 2月6日(金)
午前11時ごろ



問い合わせ
危機管理課
☎ 22-2235 FAX 22-2248



消防署からのお知らせ



林野火災注意報・林野火災警報の運用開始について

近年、全国的に大規模な林野火災が発生しています。また、徳島中央広域連合消防本部管内（阿波市・吉野川市）においても昨年の火災件数35件のうち、19件がたき火（野焼き）が原因の火災となっており、火災予防対策が課題です。

これらのことから火災予防条例が改正されることとなり、令和8年1月1日から運用されることが決定しました。林野火災警報（火災警報）発令の際には火の使用が制限されますので、注意してください。

Q. どんなときに発令されますか？

A. 直近の降水量や乾燥注意報、強風注意報を指標として、一定の気象状況^{*1}となった際に林野火災注意報、林野火災警報が発令されます。

Q. 発令されるとどうなりますか？

A. 林野火災注意報発令時には、火の使用制限が努力義務となります。注意報発令時はたき火に該当する行為を控えるようお願いします。
林野火災警報発令時には、たき火に該当する行為に対し、強い制限や罰則を伴うようになり、たき火に該当する行為は禁止となります。

Q. 発令状況を知る方法はありますか？

A. 防災無線や消防車両などで巡回による広報で周知します。



たき火の届出制度について

火災予防条例の改正に伴い、火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為に、「たき火」が含まれることが明確化されました。令和8年1月1日以降、たき火に該当する行為を行う際には届出が必要です。

Q. たき火に該当する行為とはどういったものですか？

A. たき火の定義はとても広義になります。
具体例としては、農作物の残さや枯草を燃やして灰にする野焼き（農業を営むためにやむを得ないもの）などが該当します。



Q. 届け出の方法はどうすればいいですか？

A. 方法は以下の①または②の方法になります。
①徳島中央広域連合消防本部のホームページから「火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為の届出書」をダウンロードし、作成後、たき火を行う場所を管轄する消防署に届出する方法
②たき火を行う場所を管轄する消防署に口頭（電話）で届出する方法

Q. 届け出にあたっての注意点はありますか？

A. たき火の届け出はあくまでもたき火に該当する行為が行われる場所などを消防署で把握し、消火準備などの防火指導や万が一延焼した際の迅速な出動のために必要な届け出となります。「届出＝消防署からの許可を得ている」ということではありませんので、近隣住民の方から苦情などがあった際には、中止を指導する場合があります。
なお、たき火に該当する行為に含まれる野焼きは、廃棄物処理法で原則禁止となっています。ただし、上記の具体的な例のようにやむを得ない場合などの例外もあります。

*1(一定の気象状況)

林野火災注意報の発令指標

以下の①または②のいずれかの条件に該当する場合

①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前10日間の合計降水量が30mm以下

②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

☆当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しない場合もあります。

☆上記の林野火災注意報および林野火災警報に該当しない場合でも、徳島中央広域連合消防本部管内で林野火災などが頻発する場合など、火災予防上特に危険があると認められる場合には、林野火災注意報および林野火災警報が発令される場合があります。

林野火災警報の発令指標

左記の林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合

●問い合わせ・届け出 徳島中央広域連合

消防本部消防課予防係 ☎ 0883-26-1191 東消防署予防係 ☎ 0883-26-1196

中消防署予防係 ☎ 088-695-2149 西消防署予防係 ☎ 0883-42-2029

